

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和8年 3月31日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第51号

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額
行政職給料表	8級	局長 公室長 本部長 区長 副教育長 理事（市長が定める者に限る。）	<u>145,000円</u>	行政職給料表	8級	局長 公室長 本部長 区長 副教育長 理事（市長が定める者に限る。）	<u>137,000円</u>
		会計管理者 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長  総合政策監 情報統括監 危機管理監	<u>135,000円</u>			会計管理者 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の事務局長  <u>理事</u> 総合政策監 情報統括監 危機管理監	<u>127,000円</u>
		<b>理事</b>	<b>127,000円</b>				
	7級	部長（さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所等	<u>120,000円</u>		7級	部長（さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所等	<u>112,000円</u>

	事務分掌規則」 という。)第2 条に規定する部 の長を除く。) 室長(出納室の 長をいう。) 東京事務所長 広報監 行政管理監 副理事(市長が 定める者に限る。 )	
	副区長 生涯学習総合セ ンター及び中央 図書館の館長 所長(さいたま 市事業所事務分 掌規則(平成1 5年さいたま市 規則第87号) 別表第1に規定 する第1類事業 所(東京事務所 を除く。)の長 をいう。)	<u>108,000円</u>
	<b>副理事</b>	<b><u>100,000円</u></b>
6 級	部長(区役所等 事務分掌規則第 2条に規定する 部の長をいう。 ) 室長(区役所等 事務分掌規則第 2条に規定する くらし応援室の 長をいう。) 次長 中央図書館副館 長 事務局次長 参事(市長が定 める者に限る。 )	<u>96,000円</u>
	[略]	
5 級	課長又はこれに 相当する職(区 役所等事務分掌 規則第2条に規	<u>80,000円</u>

	事務分掌規則」 という。)第2 条に規定する部 の長を除く。) 室長(出納室の 長をいう。) 東京事務所長 広報監 行政管理監 副理事(市長が 定める者に限る。 )	
	副区長 生涯学習総合セ ンター及び中央 図書館の館長 所長(さいたま 市事業所事務分 掌規則(平成1 5年さいたま市 規則第87号) 別表第1に規定 する第1類事業 所(東京事務所 を除く。)の長 をいう。) <b>副理事</b>	<u>100,000円</u>
6 級	部長(区役所等 事務分掌規則第 2条に規定する 部の長をいう。 ) 室長(区役所等 事務分掌規則第 2条に規定する くらし応援室の 長をいう。) 次長 中央図書館副館 長 事務局次長 参事(市長が定 める者に限る。 )	<u>93,000円</u>
	[略]	
5 級	課長又はこれに 相当する職(区 役所等事務分掌 規則第2条に規	<u>77,000円</u>

		定する課、室及び保健センターの長を除く。) 副所長 事務長 大宮盆栽美術館、岩槻人形博物館、うらわ美術館及び生涯学習総合センターの副館長 さいたま市事業所事務分掌規則別表第1に規定する第2類事業所又はさいたま市教育委員会事務局組織規則第4条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長 副参事(市長が定める者に限る。)	
		課長又はこれに相当する職(区役所等事務分掌規則第2条に規定する課、室(くらし応援室を除く。)及び保健センターの長をいう。) 支所長 保育園長	68,000円
		工事検査員 副参事 主席管理主事 主席指導主事	65,000円
		[略]	
医療職給料	6級	副理事 健康科学研究センターの所長	100,000円
		[略]	
		[略]	

		定する課、室及び保健センターの長を除く。) 副所長 事務長 大宮盆栽美術館、岩槻人形博物館、うらわ美術館及び生涯学習総合センターの副館長 さいたま市事業所事務分掌規則別表第1に規定する第2類事業所又はさいたま市教育委員会事務局組織規則第4条第3項に規定する第2類の施設又は機関の長 副参事(市長が定める者に限る。)	
		課長又はこれに相当する職(区役所等事務分掌規則第2条に規定する課、室(くらし応援室を除く。)及び保健センターの長をいう。) 支所長 保育園長 工事検査員 副参事 主席管理主事 主席指導主事	65,000円
		[略]	
医療職給料	6級	副理事	100,000円
		[略]	
		[略]	

表 (2)	[略]		
消 防 職 給 料 表	9 級	局長 [略]	145,000円
	8 級	部長	120,000円
		署長 副理事	108,000円
		署長 次長	96,000円
	7 級	副署長	85,000円
		参事	82,000円
		6 級	副署長 課長 室長
	出張所長		68,000円
	副参事		65,000円

表 (2)	[略]			
消 防 職 給 料 表	9 級	局長 [略]	137,000円	
	8 級	部長	112,000円	
		署長 副理事	100,000円	
		署長 次長	93,000円	
	7 級	副署長 参事	82,000円	
		6 級	副署長 課長 室長	77,000円
			出張所長	65,000円
	副参事			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。